

はじめに

佐藤 哲夫

広島市立大学広島平和研究所ブックレットの第七号となる本書は、広島平和研究所が二〇一九年に開催した国際シンポジウムと連続市民講座の講演内容をもとに、市民向けに分かりやすい概説書を目指して編集したものである。シンポジウムと市民講座は、大きく内容が異なるため、二部構成としている。

第I部は「核兵器と反人道罪のない世界へ」と題し、二〇一九年一二月に開催した国際シンポジウム（約二八〇名に及ぶ多数の皆さんの参加を得た）に基づく。

【概要】

二〇一七年のICANに続いて、二〇一八年にノーベル平和賞を受賞したのが人道に対

する犯罪の根絶を求めるイラクのヤジディ教徒ナディア・ムラドさんとコンゴ民主共和国のデニ・ムクウエゲ医師であったことは、核被害を含む深刻な人権侵害に対する国際社会の関心が高まっていることを示している。このことは核兵器禁止条約の採択や国際刑事裁判所の創設と活動に例示されるように、究極の暴力である核兵器や人道に対する犯罪を規制・廃絶するための法制度が形成・整備されつつあることによっても裏付けられる。シンポジウムでは、人道に対する犯罪などの深刻な人権侵害の根絶という課題に対する国際社会の取り組みの過去と現在を、特に国際刑事裁判所を中心とする実施の仕組みの観点から検討し、今後の課題を明らかにするとともに、私たち市民社会の行動についても考える機会とした。

なお、第I部の本文各章をお読みいただく際に、次の二点にご留意いただきたい。第一点は、「反人道罪」という用語についてである。これは本シンポジウムの企画担当者による造語であり、一般市民向けのシンポジウムのタイトルとして、分かりやすく簡潔であり、かつ法律専門用語による拒否反応を回避するなどの考慮を優先したことに基づく苦肉の策である。結果として多数の参加者を確保することはできなかったが、「反人道罪」という用語の厳密な定義を明確にせずに使用したため、この用語の使用法について、以下の点を踏

まえていただく必要がある。

本シンポジウムは、先の【概要】に記したように、「人道に対する犯罪」の根絶を主な柱として企画されており、「反人道罪」という用語では、まず「人道に対する犯罪」を念頭に置く。しかし、国際社会による「人道に対する犯罪」の根絶に向けた対応においては、当然ながら、「集団殺害犯罪」など類似の「反人道」的な犯罪と合わせて取り組まれてきた。この意味で、例えば本ブックレットの第4章においては、これらの犯罪を含むものとして、「反人道罪」という用語が使用されている。また、「crimes against humanity」は、従来、「人道に対する罪」と訳されてきたが、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」の公定訳が、「人道に対する犯罪」としたことを踏まえて、ここでは「人道に対する犯罪」としているが、各章の執筆者の選択に委ねている。

第二点は、「人道に対する犯罪」と「核兵器の廃絶」との組み合わせについてである。本シンポジウムは、当初、「人道に対する犯罪」の根絶を主な柱として企画され、国際刑事裁判所と国連人権理事会の二つの機関に重点を置く形でその取り組みを検討することを考えた。しかしながら、広島でのシンポジウムとして共催機関からの希望を受け、副次的な柱として「核兵器の廃絶」を立てることとし、そのためシンポジウム全体の切り口を国際刑

事裁判所に一本化する一方で、検討対象の主な柱として「人道に対する犯罪」を、副の柱として「核兵器の廃絶」を位置づけることとした。従来、「核兵器の廃絶」は「戦争犯罪」の観点から扱われてきたわけであり、「戦争犯罪」の観点から国際刑事裁判所と「核兵器の廃絶」とを結びつける議論には十分な内容がある。他方で、「人道に対する犯罪」の観点から国際刑事裁判所と「核兵器の廃絶」とを結びつける議論には、取り上げるだけの十分な内容があるか否かについて、確信が持てなかった。しかしながら、この「人道に対する犯罪」と「核兵器の廃絶」との組み合わせに論理的可能性がある以上は、この組み合わせによってはじめて見えてくる風景があるかもしれない。この意味で試行的な検討を第3章において行っていた。以下は、以下のとおりである。

第I部のもとになっている国際シンポジウムは、以下のとおりである。

国際シンポジウム「核兵器と反人道罪のない世界へ」

日時 二〇一九年二月一五日(日) 一三時三〇分～一六時三〇分

会場 広島国際会議場 地下二階 ヒマワリ

主催 広島市立大学・中国新聞社・長崎大学核兵器廃絶研究センター

後援 広島市・(公財)広島平和文化センター

基調講演者 尾崎久仁子（国際刑事裁判所前判事）

特別講演者 平岡敬（元広島市長）

報告者 真山全（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

望月康恵（関西学院大学法学部教授）

瀬谷ルミ子（日本紛争予防センター理事長）

討論者 吉田文彦（長崎大学核兵器廃絶研究センター長）

宮崎智三（中国新聞社論説主幹）

中国新聞ジュニアライター（中高生記者）

モデレーター 佐藤哲夫（広島市立大学広島平和研究所教授）

第Ⅱ部は「アジアの平和とガヴァナンス」と題し、二〇一九年一〇月～一二月に開催した連続市民講座（一〇〇名近くに及ぶ多数の皆さんの参加を得た）に基づく。

【概要】

冷戦終結後、グローバル化が進展する一方で、今日、猛暑、集中豪雨、地球温暖化といった地球環境問題をはじめ、核戦争の危機、国際テロ、貧困など国際安全保障環境に対する脅威も深刻化している。また、ソ連と旧ユーゴスラヴィアの分裂を機に欧州およびアフリカ各地で民族や宗教の相違などに基づく内戦が勃発し、難民・避難民の数も急

増している。

他方で、冷戦の終結後のアジアでは軍事的緊張が続いている。インド、パキスタン、北朝鮮が核開発を行い核戦争の脅威は深刻化し、中国の軍事大国化とそれがもたらす南シナ海の海洋安全保障問題、北朝鮮の核開発による軍事的緊張などを前にして、アジアにおける軍事ガヴァナンスの構築は喫緊の課題となっている。

以上のような事態を踏まえて、今日のグローバル・ガヴァナンスの構築を阻む要因は何であるのか、アジア域内にガヴァナンスの制度構築は可能であるのか、などの問題意識を念頭において、アジアの平和とガヴァナンスについて考えた。

第Ⅱ部のもとになっている連続市民講座は、以下を予定した。(報告者の体調不良により、順番は、吉川、沖村、大芝、孫、佐藤に変更した。)

二〇一九年度連続市民講座「アジアの平和とガヴァナンス」

日時 二〇一九年一〇月四日～十一月一日(毎週金曜日) 一八時〇〇分～一九時三〇分

会場 広島市まちづくり市民交流プラザ(合人社ウエンデイひと・まちプラザ)

第一回(一〇月四日) 大芝亮(広島平和研究所所長・特任教授)「グローバル・ガヴァナンス論の現状と課題」
第二回(一〇月一日) 沖村理史(広島平和研究所教授)「地球環境問題とグローバル・ガヴァナンス」

第三回（一〇月一八日）吉川元（広島平和研究所特任教授）「安全保障共同体論の現状と課題」

第四回（一〇月二五日）孫賢鎮（広島平和研究所准教授）「東アジアの軍事・核ガヴァナンスの障害」

第五回（十一月一日）佐藤哲夫（広島平和研究所教授）「国際連合による集団安全保障制度の理論と実際——ア

ジアの事例を主な素材として」

国際シンポジウムおよび連続市民講座については、広島平和研究所が日本語および英語の両言語で発行しているニューズレター（Hiroshima Research News）第二二巻二号（通巻五八号）およびウェブサイトでその詳細を読むことができる。また、国際シンポジウム「核兵器と反人道罪のない世界へ」の概要については、二〇一九年一二月二三日付『中国新聞』一面に掲載され、現在は同紙「ヒロシマ平和メディアセンター」のウェブサイトででも閲覧可能である（「核兵器と反人道罪のない世界へ」で検索）。